

## 令和7年度第1回筑紫野市スポーツ推進審議会 会議録

### ○日 時

令和7年7月1日（火）午後2時から午後3時30分

### ○場 所

筑紫野市役所 2階 研修室3

### ○出席委員（9名）

審議会委員 黒葛原 緑

審議会委員 浅谷 芳江

審議会委員 川上 義昭

審議会委員 高木 淳一

審議会委員 力久 光博

審議会委員 大橋 充典

審議会委員 泉原 嘉郎

審議会委員 坂倉 元

審議会委員 溝田 喜彦

### ○欠席委員（1名）

審議会委員 砥綿 敬二

### ○傍聴者（2名）

### ○出席説明員（5名）

教育部長 濱崎 博文

文化・スポーツ振興課長 安樂 鉄平

文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当係長 森田 健太郎

文化・スポーツ振興課スポーツ施設担当係長 萩尾 浩三

文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当 江口 達弥

### ○議事日程

1. 教育部長あいさつ
2. 委員長あいさつ
3. 筑紫野市スポーツ推進審議会委員の変更について
4. 審議会委員 自己紹介
5. 事務局職員 自己紹介
6. 筑紫野市スポーツ施設整備基本構想の策定スケジュールについて
7. 筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（たたき台）について
8. 事務連絡

## 会議録

○スポーツ施設担当係長：開会前に、傍聴の皆さまに注意事項を申し上げます。携帯電話の電源は、お切りになるか、マナーモードにさせていただき、通話はお控えくださいますようお願いいたします。また、会議中の録音や撮影、発言など進行の妨げとなる行動についても、お控えいただきますようお願いいたします。

なお、配付資料につきましては、会議次第のみとなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

時間が少し早いですが、皆様お揃いでございますので、ただいまから、令和7年度第1回筑紫野市スポーツ推進審議会を開催いたします。

私は本日進行を務めます文化・スポーツ振興課の萩尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、本日の出席状況を報告させていただきます。審議委員9名出席、1名が欠席されており、委員の過半数を超えているため、当審議会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは続きまして配付資料の確認でございます。

まず会議次第が1枚、それから筑紫野市スポーツ推進審議会委員名簿、それから筑紫野市スポーツ施設整備基本構想の策定スケジュールについて、それから筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（たたき台）でございます。最後に筑紫野市スポーツ施設整備基本構想で想定する総合体育館、A3の資料となります。これは他市の体育館の概要のレイアウトを含めた資料でございます。

資料につきましては以上となります。資料に不足がある方につきましては、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それではお手元に配付しております次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

次第の1、教育部長あいさつ。

審議会の開会にあたり、筑紫野市教育委員会教育部長 濱崎 博文が皆様にご挨拶申し上げます。

○教育部長：自席から失礼いたします。改めまして皆さんこんにちは。4月から教育部長を拝命いたしました濱崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、昨年度はスポーツ推進計画についてご審議いただきまして、無事に策定完了しておりますことをここに改めて感謝を申し上げます。

さて、今年度は総合体育館の整備を優先的に検討していくこととしており、規模、事業手法また事業費、あるいはその必要性も含めて検討し、スポーツ施設整備基本構想を策定すること

を目的に、ご審議いただきたいと思っております。

本市の将来に向けたスポーツ施設の整備にあたり重要な構想であると考えております。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、忌憚ないご意見をいただきたいと思えます。特に具体的な計画に移行していくことを見据えまして、コンセプトであるとか、どのような施設が求められているのかなどを、専門的な知見や、あるいは市民目線で私たち事務局も含め、活発な議論をさせていただければと、このように期待しているところでございます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○スポーツ施設担当係長：濱崎部長ありがとうございました。

続きまして、次第の2、委員長あいさつ。

大橋委員長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大橋委員長：皆さんこんにちは。委員長を拝命いたしました大橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年のスポーツ推進計画については、皆様にご協力いただき、無事策定までたどり着きました。今年度はスポーツ施設整備基本構想がテーマとなります。引き続き皆様のご意見を伺いながら、スムーズに議事進行を務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○スポーツ施設担当係長：大橋委員長ありがとうございました。

それでは次第の3、筑紫野市スポーツ推進審議会委員の変更についてです。

事務局から説明させていただきます。

○文化・スポーツ振興課長：文化・スポーツ振興課長の安樂です。

こちらのスポーツ推進審議会委員名簿をご覧ください。

今回4番目に記載があります筑紫野市校長会の選出で、前委員の久保校長が退職となりましたので、二日市東小学校の高木校長に変更となっています。

以上、報告を終わります。

○スポーツ施設担当係長：ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ある委員がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、次第の4、審議会委員自己紹介でございます。

今回委員が代わられたこと、また今年度初めの審議会となりますので、本日ご出席の委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、大橋委員長から半時計周りで自己紹介をお願いいたします。

○各審議会委員：自己紹介

○スポーツ施設担当係長：ありがとうございました。なお、本日筑紫野市社会教育委員の砥綿様につきましては、本日欠席となっていますことをご報告させていただきます。

それでは続きまして次第の5、事務局職員の自己紹介でございます。部長から順に自己紹介をお願いします。

○各事務局職員：自己紹介

○スポーツ施設担当係長：それでは、これからの進行につきましては、大橋委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしくをお願いします。

○大橋委員長：それでは次第の6、筑紫野市スポーツ施設整備基本構想の策定スケジュールについてです。事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：筑紫野市スポーツ施設整備基本構想策定スケジュールについて説明させていただきます。筑紫野市スポーツ施設整備基本構想策定スケジュールをご覧ください。4月25日の教育委員会において、スポーツ推進審議会に対する本構想策定の諮問を行っています。今後は、教育委員会に進捗状況を随時報告しまして、10月30日の教育委員会において、本構想の答申を行う予定となっています。

次にスポーツ推進審議会の開催スケジュールについてですが、本日第1回目の審議会、7月下旬に第2回目の審議会、8月下旬に第3回目の審議会、それから9月のパブリックコメントを経て、10月中旬に第4回目の審議会を行い、10月30日の教育委員会において、本構想の答申を行う予定となっています。10月末の完成予定で進めさせていただきたいと考えています。

なお、現時点ではこのようなスケジュールを想定していますが、進捗状況等により予定が変更となる場合がありますので、その点についてはご了承くださいと思います。

なお、第2回第3回の開催日程については、後程皆様にお知らせさせていただきます。

以上となります。

○大橋委員長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等がある委員の方いらっしゃいましたら挙手にてお知らせいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

では続きまして、次第の7、筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（たたき台）についてです。事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：筑紫野市スポーツ整備基本構想（たたき台）をご覧ください。

始めに、皆様に事前に送付した資料から変更になっている箇所がありますので、本日配付の資料をご覧ください。

それでは1ページ目をめくっていただき、本構想の目次をご覧ください。

構想の目的、上位関連計画の整理からなる、第1章 スポーツ施設整備基本構想について。当市の体育館であります農業者トレーニングセンターの現状と利用状況等、課題からなる、第2章 農業者トレーニングセンターの現状と課題。次に、市民アンケート等の考察、総合体育館整備及び各種スポーツ施設の必要性についてからなる、第3章 スポーツ施設整備の必要性。第4章 スポーツ施設整備の基本方針。総合体育館及び各種スポーツ施設の規模と用地面積について、用地面積ごとの施設整備例、候補地の選定の進め方についてからなる、第5章 総合

体育館及び各種スポーツ施設の規模。こちらについては、総合体育館等の建設場所はまだ決まっています。本構想の中で具体的な場所を示すことは難しいと考えていまして、どのくらいの面積があれば、総合体育館が建設可能なのか、それに付帯する施設としてどのようなものができるかといった、必要な用地面積の考え方を示していきたいと考えています。

次に、第6章 整備手法及び管理運営方法の検討。第7章 事業計画。第8章 検討課題の整理、としています。

今回皆様に提示していますたたき台につきましては、第5章の総合体育館及び各種スポーツ施設の規模までの記載としています。第6章以降につきましては、次回スポーツ推進審議会で提案をさせていただきたいと考えています。それでは内容のご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1章、スポーツ施設整備基本構想について。1. 構想の目的 としまして、本構想は令和7年3月に策定しました筑紫野市スポーツ推進計画において、新たなスポーツ施設の整備については、総合体育館の整備を優先的に検討することとしています。その必要性も含め、現施設の課題整理、施設の整備を進める場合には場所や規模、事業費や事業手法などの検討が必要となるため、これを具現化するものとなります。本市の総合体育館である筑紫野市農業者トレーニングセンターは、スポーツの拠点として約40年にわたり多くの市民から利用されてきた施設となります。しかし、10年以内に大規模改修が必要なこと、スポーツニーズの多様化、施設や設備の老朽化による管理コストの増加、メインアリーナに空調設備がないこと、観客席が少ないこと、施設利用の制約など様々な課題を抱えており、今後は本市にふさわしいスポーツの拠点として再整備することが求められています、としています。

次に2. 上位関連計画の整理。こちらにつきましては、本市の上位計画、関連計画であります第七次筑紫野市総合計画、それから昨年度策定しました筑紫野市スポーツ推進計画です。続いて2ページの下段になります。本市の関連計画である3. 筑紫野市公共施設等総合管理計画の内容を記載しています。

3 ページをご覧ください。公共施設等総合管理計画の中から、スポーツ施設の概要を表のとおりに抜粋しています。この中で特に関連があるものとしましては、維持管理・修繕・更新等の実施方針で、今後老朽化が進み、更新が必要となる施設は、減築や統合、周辺施設の集合化を含めた検討を行っていきます。また更新に関しましては、民間活用によるPPP/PFIの導入の可能性について検討していきます、と記載されてます。今後、この公共施設等総合管理計画との整合性をとる必要があります。

次に4 ページをご覧ください。

第2章 農業者トレーニングセンターの現状と課題。1. 農業者トレーニングセンターの現状と利用状況等で(1) 農業者トレーニングセンターの施設の現状、施設内容を記載しております。

次に5 ページをご覧ください。

③ 令和5年度農業者トレーニングセンターの平日、休日毎、時間毎の利用実績、それから④ 令和5年度農業者トレーニングセンターの各種大会実施状況を記載しています。

そのまとめとしまして、一番下段に農業者トレーニングセンターの利用状況は平日、休日問わず、稼働率が高い数値で推移していること。次に、年間を通して各種団体の大会が実施されていますが、施設狭隘のため、卓球やバドミントンなど競技に偏りがあることを記載しています。

次に6ページをご覧ください。

(2) 農業者トレーニングセンターの劣化状況と改修予定を記載しています。① 劣化状況、劣化状況を項目ごとに4段階で判定を行っていきまして、受変電設備のB判定以外は、全て下から2番目のC判定となっています。なお、記載にある空調につきましては、メインアリーナ以外の事務所などの空調になっています。次に② 市内スポーツ施設の改修予定を表にしています。ここで農業者トレーニングセンターの大規模改修、費用等の見込みを下段の方に記載しています。改修時期につきましては他の施設の改修状況によりますが、令和11年見込みで改修費用が11億7,000万円。空調を設置する場合は、2億1,100万円が別途必要になっています。

次に7ページをご覧ください。

農業者トレーニングセンターでの大会開催例を記載しています。上段の公式試合でバスケットボール2面使用の場合に関しましては、オフィシャルズテーブル、選手のベンチスペース等が取れず、実施が困難であること。それから下段の公式試合でバレーボール2面使用の場合においても、バスケットボールのゴールがサーブの支障となり、実施できないことから、大規模改修を行っても、バスケットボール及びバレーボールの公式大会2面では、影響があることを示しています。

次に8ページをご覧ください。

現体育館である農業者トレーニングセンターの課題をまとめています。

- ・ 農業者トレーニングセンターは建設後43年が経過しており、大規模な改修工事を1度も行っていないため、10年以内に行う必要がある。
- ・ メインアリーナに空調設備がなく、断熱材が入っていないため、特に夏場においては、利用者の健康を害する可能性がある。
- ・ 更衣室が農業者トレーニングセンターの構造上の問題に加え、トイレに併設となっているため、非常に狭い。
- ・ 観客席が少なく、また2階後方しかないため、アリーナ全体を見渡すことができない。
- ・ 農業者トレーニングセンターの構造上の問題もあり、ユニバーサルデザインへの対応が遅れている。
- ・ バスケットボールやバレーボールの公式大会では、2面以上のコートを確認することが望ましいが、現体育館のアリーナサイズでは公式サイズのコートは1面しか取れず、大規模改修

を行っても解決はできない。

- ・二次避難所に指定されているが、防災倉庫や発電機等の災害インフラが整備されていない。
- ・トレーニングルームの設置や倉庫の拡張により、会議室が設置できていない。

以上、8点を記載しています。

次に9ページをご覧ください。

第3章 スポーツ施設整備の必要性になります。1. 市民アンケート等の考察。こちらについては、スポーツ推進計画策定時に行いました市民アンケート等から抜粋したものととなります。新たな公共スポーツ施設の建設が必要かとの問いに関して、新たなスポーツ施設を必要と感じている市民の割合は63.6%、スポーツ団体の割合では92%となっています。新たなスポーツ施設の整備については、市民アンケートでは、1位が体育館で21.4%、2位が屋内プールで20.1%、3位がウォーキング・ランニングコースで18.1%となっています。

10ページをご覧ください。上段になります。

スポーツ関係団体アンケートでは1位が総合体育館30%、2位が屋内プール20%、3位が武道場10%となっています。

次に12ページをご覧ください。

(2) 市民アンケートにおける今後行いたいスポーツ種目。こちらでもスポーツ推進計画策定時の市民アンケートを改めてまとめた表となります。体育施設系スポーツで38.2%、屋外小スポーツ系スポーツで6.3%、自然スポーツで18.2%、専用施設系スポーツで17.1%となっています。そのまとめとしまして、体育施設系スポーツは新たな総合体育館の整備に向けて検討が必要であること、スポーツ施設内にサッカーやソフトボールができる多目的グラウンドやテニスコートなど、専用施設系スポーツ施設の整備を検討することで、市民満足度の更なる向上が期待できることを記載しています。

次に13ページをご覧ください。

(3) 市民アンケートで要望の高い施設について。市民アンケートから特に要望の高い施設である、体育館、屋内プール、ウォーキング・ランニングコースについて、ここで検討をしています。まず、体育館の整備について。こちらについては、スポーツ推進計画の中でもありますように、総合体育館を優先的に検討することとしています。次に、屋内プールの整備について。こちらについては、屋内プールは近隣市町村への調査結果から、年間を通じて利用者が見込める体育館等と比べて、季節に応じて利用者数に大きな差異があり、月々のランニングコストも高額なため、屋内プールは本構想から対象外としています。次に、ウォーキング・ランニングコースについて。ウォーキング・ランニングコースにつきましては、体育館内やスポーツ施設全体を周回するコースの設置などで検討することとしています。

次に14ページをご覧ください。

2. 総合体育館整備及び各種スポーツ施設の必要性について。総合体育館及び各種スポーツ

施設の必要性を下記のとおりまとめております。

農業者トレーニングセンターには多くの課題があることや、総合体育館の建設を望む声が最も大きかったため、総合体育館を優先的に整備するものとします。

- ・農業トレーニングセンターは建設後 43 年が経過しており、大規模改修を行う必要があることや、熱中症対策における空調設備が不足していることなど利用者の安全確保が必要である。また、メインアリーナが狭隘のためバスケットボールやバレーボールなどの公式大会が開催できないことや、観客席や更衣室が少なく課題解決を図る必要がある。
- ・市民アンケートでは、総合体育館の建設を望む声が最も大きく、今後行いたいスポーツでも体育施設系スポーツの割合が高い。
- ・大地震等の大規模災害時には、避難所や防災資材の備蓄、災害活動拠点の機能を備えることで、現市庁舎にある災害対策本部との機能連携を図ることができ、更なる安全安心のまちづくりの推進への貢献も期待できる。
- ・スポーツ施設に、サッカーやソフトボールができる多目的グラウンドやテニスコートなど専用施設系スポーツ施設を整備することで、市民満足度の更なる向上が期待できる。また、大規模災害時に臨時駐車場などの機能が期待できる。
- ・筑紫野市スポーツ推進計画で掲げる「生涯スポーツの推進」や「子どものスポーツの充実」などを実践する場として整備することで、第七次筑紫野市総合計画に掲げている「市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり」の拠点として期待できる。

以上の理由により、総合体育館及び各種スポーツ施設の必要性があるものとし、農業者トレーニングセンターには多くの課題があることや、総合体育館の建設を望む声が最も大きかったため、総合体育館を優先的に整備するものと記載をしています。

次に 15 ページをご覧ください。

第 4 章 スポーツ施設整備の基本方針。こちらがコンセプトというところになってきます。

子どもから高齢者まで多くの市民が、それぞれの年齢や体力に応じて、気軽にスポーツに親しみ、スポーツを習慣化するため、また、市民が安全かつ楽しく、快適に身近にスポーツを楽しむことができるよう、総合体育館を中心とした市民スポーツの拠点整備に向けて、下記のとおり、基本方針を定めます。

基本方針 1 市民にとって親しみやすい体育館を整備します。

1. 市民やスポーツ団体のスポーツ環境を整え、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、多くの市民がスポーツに親しむ機会を創出し、また子どもの居場所にも貢献します。
2. 「照明」「空調」「節水」等の省エネ化、創エネ化を図るとともに、SDGs に配慮した施設とします。
3. バスケットボールやバレーボールなどの大規模な観客席が必要なプロチームの利用は想定せずに、市民の利用を優先した施設とします。



基本方針2 スポーツに親しむ拠点づくりを推進します。

1. 総合体育館と併せて屋外スポーツや運動スペースを確保することで、市民スポーツの拠点を創出します。
2. 総合体育館を拠点とした、スポーツ、運動のきっかけづくり、新たな交流の場づくり、市民の生きがいづくり、健康づくりを推進します。
3. 農業者トレーニングセンターの長寿命化に係る費用、空調設備の不足、公式大会が開催できないメインアリーナの狭隘等の課題解決を図ります。

基本方針3 防災機能の強化を図ります。

1. 筑紫野市総合保健福祉センター（カミリーヤ）とともに、福祉避難所としての位置付けを検討します。
2. 支援物資の集積、防災資材の備蓄、災害活動拠点の機能を備え、現市庁舎にある災害対策本部との機能的連携を図り、更なる安全安心のまちづくりを推進します。としています。

次に16ページをご覧ください。

第5章 総合体育館及び各種スポーツ施設の規模について。近隣市の総合体育館の規模、それから市民アンケート等の結果及び施設整備の基本方針を踏まえて、スポーツ施設の機能や規模を次の表のとおり設定しています。なお、面積については概算となります。

総合体育館としまして、メインアリーナは、公式大会で利用できるバスケットコート2面もしくはバレーボール3面、バトミントン12面、剣道12面、ハンドボール1面。こちらで1,800㎡。そしてサブアリーナとして非公式戦や練習で利用できるバスケットコートが2面もしくはバレーボール2面、バトミントン6面、卓球10面、フットサル1面、ポッチャ8面で、1,300㎡。武道場として柔道場4面もしくは剣道場4面で1,000㎡。多目的運動室としてヨガ、ダンス、ニュースポーツ等で100㎡。トレーニング室として、筋力トレーニング、軽運動で170㎡。卓球場として350㎡。体育施設倉庫として800㎡。観客席としてアリーナ1,000席、サブアリーナ200席として850㎡。その他でキッズルーム、トイレ、シャワー室、会議室等で3,630㎡、合計で延床面積10,000㎡、用地面積を11,000㎡としています。

次に、総合体育館に付帯する施設としまして、駐車場平置きで500台程度を想定しまして14,600㎡。多目的グラウンドとして、サッカー、ラグビー、ソフトボール、グラウンドゴルフ等で12,300㎡。多目的グラウンド小として、各種スポーツ練習場やテニスコート、アーバンスポーツ用地ほか、として3,000㎡。遊具広場として交流、レクリエーション、イベントスペースとして3,000㎡。それから敷地内通路として9,000㎡。今まで述べた面積については全て概算の面積となりますが、合計で用地面積52,900㎡となります。

下段になります。

まとめとしまして、総合体育館及び各種スポーツ施設の用地面積について

- ・総合体育館の用地面積としては、約11,000㎡程度を想定します。

・総合体育館を含むスポーツ施設整備に必要な用地面積は、最大で 55,000 m<sup>2</sup>程度を想定します。としております。

ここで 55,000 m<sup>2</sup>と言われてもなかなかイメージが持ちにくいと思いますので、少し例をご紹介します。

この筑紫野市役所、面積が 17,000 m<sup>2</sup>となりますので、その約 4 倍。それからグラウンドを含む農業者トレーニングセンターの面積が 28,000 m<sup>2</sup>ありますので、その約 2 倍。それから身近なところだと、筑紫野市のイオンモールの面積が 119,000 m<sup>2</sup>。全体を合わせてありますので、その約半分になります。

次に 17 ページをご覧ください。

近隣市の体育館との比較について表を記載しています。後程他市町村との比較につきまして、別途、数件ピックアップしまして、具体的に説明させていただきたいと考えています。

次の 2. 用地面積ごとの施設整備例。スポーツ施設用地については、総合体育館を優先的に様々なスポーツ施設の併用を含め、用地面積ごとに検討します。というところで、先ほど述べました施設の種類ごとの面積を表に記載しています。下の表になります。現時点では候補地は決まっていますが、本構想策定後に用地の確保を進めていくこととしており、その中で地権者の意向や購入金額等、様々な課題があることから、どの程度用地を確保できるかは現段階で分かりませんが、この表を基準に検討していくことを考えております。

10,000 m<sup>2</sup>から 15,000 m<sup>2</sup>では総合体育館、駐車場、こちらは立体的に整備することとなります。

15,000 m<sup>2</sup>から 30,000 m<sup>2</sup>では、総合体育館、駐車場、多目的グラウンド小。

30,000 m<sup>2</sup>から 45,000 m<sup>2</sup>では、上記の施設に多目的グラウンドと遊具広場を加えたもの、

45,000 m<sup>2</sup>から 55,000 m<sup>2</sup>では、上段の施設に敷地内通路を加えたものとなります。

次に 18 ページをご覧ください。

3. 候補地の選定と施設整備の進め方について。前項まで整理した用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、スポーツ施設整備に必要な最大の面積 55,000 m<sup>2</sup>を軸に候補地の選定、用地確保に向けて取り組んでいきます。

なお、スポーツ施設の建設地が決定した際は、用地面積に応じた施設内容と施設の整備手法について、市にとって最適な手段を用いて整備を進めていくものとします。

下段はスポーツ施設の配置例です。

以上、スポーツ施設整備基本構想（たたき台）の説明は終わりましたが、ここで、他市町村の総合体育館等の比較を、より詳細に説明させていただきたいと思います。

まず、本構想で想定されます総合体育館の図面 1 ページについてです。こちらにつきまして先ほど説明しましたので割愛させていただきますが、その他の総合体育館との比較に利用していただけたいと思います。

2 ページ目の太宰府市とびうめアリーナをご覧ください。

建築年が平成 28 年、敷地面積が約 18,000 m<sup>2</sup>、総合体育館の建築面積が約 5,180 m<sup>2</sup>、延床面積が 7,267 m<sup>2</sup>、駐車場が 295 台。総合体育館の概要としまして、メインアリーナが 1,650 m<sup>2</sup>、バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面またはバドミントン 8 面となっていて、観客席が固定で 600 席、稼働で 720 席、サブアリーナが 343 m<sup>2</sup>、卓球 10 面となっています。武道場は、柔道 4 面または剣道 4 面となっています。

こちらは、当市が想定します体育館と比べまして、敷地面積は 3 分の 1 程度、延床面積が 7 割程度、駐車場が約半分となっています。また、メインアリーナの広さに関しては 9 割程度、サブアリーナの広さは 4 分の 1 程度となっています。

次に 3 ページ、糸島市運動公園多目的体育館の図面をご覧ください。

建築年が令和 5 年、敷地面積が約 58,000 m<sup>2</sup>、総合体育館の建築面積が約 5,800 m<sup>2</sup>、延床面積が 7,914 m<sup>2</sup>、駐車場が 226 台。付帯する施設としまして多目的グラウンドが約 7,500 m<sup>2</sup>、フットサル兼テニスコートが約 2,400 m<sup>2</sup>。総合体育館の概要としまして、メインアリーナが 1,987 m<sup>2</sup>、バスケットボール 2 面またはバレーボール 2 面となっており、観客席が固定で 469 席、稼働で 360 席、サブアリーナが 955 m<sup>2</sup>、バスケットボール 1 面またはバレーボール 1 面となっています。武道場は、柔道 2 面または剣道 2 面となっています。

こちらは、当市が想定します体育館と比べまして、敷地面積は同等程度、延床面積が 8 割程度、駐車場が約半分となっています。またメインアリーナの広さに関しては、糸島市が 1 割程度大きく、サブアリーナの広さは 7 割程度となっています。

次に 4 ページ、飯塚市総合体育館となります。

建築年が令和 5 年、敷地面積が約 60,000 m<sup>2</sup>、総合体育館の建築面積が約 7,620 m<sup>2</sup>、延床面積が 8,894 m<sup>2</sup>、駐車場 430 台。付帯する施設としまして多目的グラウンドが約 17,000 m<sup>2</sup>、テニスコートが約 7,800 m<sup>2</sup>。総合体育館の概要としまして、メインアリーナが 2,570 m<sup>2</sup>、バスケットボール 3 面、バレーボール 3 面またはバドミントン 12 面となっており、観客席が固定で 1,030 席、稼働で 1,032 席、サブアリーナが 848 m<sup>2</sup>、バスケットボール 1 面またはバレーボール 1 面となっています。こちらは武道場がなく、サブアリーナでの実施となっています。

当市の想定する体育館と比べまして、敷地面積は同等程度、延床面積が 9 割程度、駐車場が同等となっています。またメインアリーナの広さに関しては、当市が想定しているメインアリーナより 1.5 倍大きく、サブアリーナの広さは 7 割程度となっています。

次に 5 ページ、大牟田市総合体育館おおむたアリーナとなります。

建築年が令和 6 年、敷地面積が約 27,500 m<sup>2</sup>、赤の線で囲った部分の面積ととなります。総合体育館の建築面積が約 8,560 m<sup>2</sup>、延床面積が 10,136 m<sup>2</sup>、駐車場が 343 台。付帯する施設としまして、野球場が約 19,500 m<sup>2</sup>、屋外プールが約 8,400 m<sup>2</sup>、陸上競技場が約 26,000 m<sup>2</sup>となっています。総合体育館の概要としまして、メインアリーナが 1,713 m<sup>2</sup>、バスケットボール 2 面、バレーボール 3 面またはバドミントン 10 面となっていて、観客席が固定で 1,524 席、稼働で

500 席、サブアリーナが 1,284 m<sup>2</sup>、バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面またはバドミントン 6 面となっています。武道場は、柔道 4 面または剣道 4 面となっています。

当市の想定する体育館と比べまして、延床面積がほぼ同等、駐車場が 7 割程度、またメインアリーナの広さは同等、サブアリーナの広さも同等となっています。

お気づきとは思いますが、当市の総合体育館は大牟田市の総合体育館を参考にしているところでございます。

以上、他市の総合体育館との比較を説明させていただきました。

今回、この審議会におきまして、皆様に特に議論していただきたい点が、先ほど説明しました、スポーツ施設の必要性、まず総合体育館が必要なかどうか。そこが 1 点です。それからスポーツ施設整備の基本方針、コンセプトとなります。それから総合体育館及び各種スポーツ施設の規模について、ぜひご意見を伺いたいと考えています。

以上、よろしくお願いいたします。

○大橋委員長：ありがとうございました。ただいまの説明、第 1 章から第 5 章まで説明いただきましたけれども、委員の皆様方から何かご質問等があれば挙手にてお知らせをお願いします。特に第 3 章のスポーツ施設整備の必要性の部分と、第 4 章のスポーツ施設整備の基本方針、この辺りのご意見をいただければということを説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

○溝田委員：13 ページにある屋内プール整備について、本構想からは対象外とします、ということになっていますが、A3 資料の筑紫野市スポーツ施設整備構想で想定する総合体育館の中に各施設が載っておりますけど、ここにはプールはありませんが、他の自治体はどこでも 50m なり 25m のプールがあります。それに基本構想では、総合体育館はやるということで分かるのですが、屋内プールとか室外プール、こういうのは一切今後とも考えないということでしょうか。本市だけです。プールもない、おまけに小学校とかのプールを開放してありますけど、もう泳ぐっていうよりも、いも洗いです。そういう面を考えても、絶対この構想は外すっていうことを明言されるんですか。それを少し聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：この件についても、今日皆様に議論していただきたいところになるのですが、まず、今回この構想の対象外としているとのことですが、今後一切検討しないというわけではないということです。このことをまずご理解いただきたいと思います。

理由に関しましては、屋内プールは、他市町村を調査しましたが、夏場と冬場で 3 倍から 4 倍と利用者に差異がある現状があること、そして、月々のランニングコストがとても高額になりますので、今回はこの構想から対象外としているところでございます。

○溝田委員：話はわかりましたけど、実際プールを持たないことになりますと、筑紫野市民はプールとか流れるプールとかそういうものも考えないということで、筑紫野市には一切プール、流れるプールとかは造らないということで考えていいのでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：屋内プールと屋外プールについてお話しをいただいたと思います。

まず、屋外プールに関してですが、全国的な統計を調査してる資料がありまして、全国的に年々減ってきているというデータがあります。こちらに関しては、やはり自治体等が運営するにはかなり厳しい現状があるということが分かりました。先ほども申し上げましたが、屋内プールに関してはこの構想からは対象外にするのであって、それが今後一切検討しないという訳ではないということが1点です。また、検討する中でも、屋外プールに関しては、かなり設置は難しいだろうと考えています。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。

○高木委員：プールに関して、この構想に入っていないとのことですが、市民アンケートを見ると屋内プール20.1%で体育館が21%と変わらないと思います。市民の意識としては、体育館もプールも同じように望んであると。ただ、スポーツ関係団体になると体育館の方が多い。プールは20%、体育館は30%。これは体育館で色んな競技をする団体さんが多いからだろうと思っています。よって、市民はプールを望んでいるのではないかと思います。学校現場では、今プールができないので、学校として、プールの学習で将来的に使わせていただけたらという思いでお話ししています。ここ最近暑いです。昨日今日と朝はできるかなと思っていましたが、朝からできません。各学年1回とか2回とかという感じです。その辺を考えると、学校でのプールの学習は結構危機的な状況にあるというところを持っていますので、少し難しいのかもしれませんが、学校として純粋な思いとなりますが、年間を通して子どもたちが利用できるような施設があると嬉しいなと思っています。

以上です。

○教育部長：プールに関して、皆さん、それぞれ思いとかをお聞かせいただければありがたいです。

○溝田委員：校長よりお話がありましたように、今屋外プールは危機を感じているということで、私は屋内プール、市長は赤字です赤字ですって言っていますけど、経営状態によっては何年も続けて赤字なのにやってるということはあるえないと思います。もう少し中身を見てもらって、どれぐらいの赤字になるのか、また、今言われるように小学校のプールもあまり使えないというような状況。やはり各小学校でも屋内プールに来て、楽しく体育ができるというようなことを考えていただいたらいいのではと思いますので、よろしくお願いします。

○大橋委員長：その他何か意見等がございましたらお願いします。

○浅谷委員：私は数年前までプールで指導していました。それは佐賀の方でしたが、今近隣の学校は全て業者委託という考えに移行してます。他県で申し訳ありません。ほとんど100%近いものにもなっているのではないかと思います。ただ、学校での屋内プールというのは現状難しいかなと思います。しかし大きいプールがあれば、私どもスポーツ協会も、選手の派遣も行っていますので、ありがたいなと思います。ただ、本当にプールが出来てどれだけの方がプールを利用されるのかなと。これはあくまでも造ってみたいと分からない部分はたくさんあると

思います。この文章的には考えていないのではと捉えやすいかもしれませんが、市も考えて、前向きに捉えていただけたらと思いますので、その点はまたこのようなところの審議の中で進めていかれたらいいのではと思います。

○教育部長：プールに関して、これを言っておきたいという方がいらっしゃいましたらお願いします。

○大橋委員長：例えば他の自治体で、隣の春日市や大野城市で、市が運営しているようなプールのデータはありますか。

○教育部長：まずプールに関しまして、浅谷委員が言われたように、うちの10万市民が毎日満遍なく皆が利用するというのであれば投資効率は非常に高いものと思います。ただ、ないよりはあった方がいいなという感覚で、やはりこれから人口減少社会を迎える中で、しっかりとそこは議論の必要があると思います。そのような中で近隣市の状況を確認したところ、先ほど課長から申し上げましたように、年間を通しての利用者数が最大で3倍どころか4倍ほど、つまり冬季に関してはほとんど夏に比べると利用がないと。このような状況の中で、今回の総合体育館の整備の中で、プールの部分の議論は別にした方がいいのではないかとというのが本市の考えであります。また高木校長が言われましたプールの授業についてですが、これも浅谷委員が言われましたように、これから民間委託の方向性を模索していかなければならないと思います。そうやってきたときは当然民間のプール事業者の参入の可能性っていうのも視野に入れていく必要がある。そのような中で、本市では年間通しての市民の利用に差異があるプールというのは、今回のところは少し慎重であるべきだというのが今の考えです。やはりよく市民の感情としましては、隣があるのにうちにないよねという、これがプールなんですよ。じゃあ造ったほうがいいじゃないかと。当然お金がいくらでもあるならどんどん造りましょうとなりますが、やはり維持管理というのはものすごくコストがかかります。そのような点も踏まえて、今回は欲張らずに体育館とグラウンドとか、そういった点にまず視野を持っていきたいというところで、現状を考えると、決してプールを今後整備しないとか排除するというところではございません。

以上でございます。

○大橋委員長：さきほどより、学校教育の部分でのプール使用の話と、民間で市民が使える市民プール、あるいは屋内プールのお話が出ていますが、教育現場での、特に小学校、中学校のプール授業は全国的に外部委託の話が進んでいます。学校でのプールをどうするのかという話と、別の文脈でプールを造るといえるのはかなり行政としても難しい状況があると考えられます。よって、教育でのプールはまた違う機会でおそらく議論するところかと思います。市が先導してプールを造ってそこで教育を、というふうに考えるのか、あるいは学校にあるプールをどう活用していくか、これが民間委託の話もあると思いますが。多分この内容は審議会で話せる部分ではないかなという印象はあります。よって、ニーズとしてはあるということも捉えつつ、も

う少し慎重に議論をしていけたらなと思います。よろしいでしょうか。

では、プールの話でいくつか議論されましたけれども、その他ご意見等ございましたら、挙手にてお知らせいただけますでしょうか。

○坂倉委員：先ほど課長の方から、重点的に3つ。色々お話を聞かせて欲しいということでしたので、まとめてお話しさせていただきたいと思います。今日すぐ答えてくれとは言いませんので、次回でも、またまとめて言っていいただければと思います。

まず総合体育館が必要かどうかというところがありましたが、すごいコース料理を見せられた後に、さあ食べたくないですかって言われたら誰でも食べたいんですよね。だから、このような基本構想を見た限りにはぜひやってくれよと個人的には思います。ただ、造るのは意外と簡単だと思いますが、ここの運営をどうしていくのか、次回の審議会での説明になるのかなと思います。そこのところが全く触れられてない。だからこれが本当に必要なかどうか。使う側がどのような費用負担しながら運営していくのか、税金で補っていくのか、受益者負担なのか。この辺りもある程度踏み込んで、もし聞かしていただけるのであれば聞かせていただきたいなと思います。そして、作るより維持する方が難しいとおっしゃったことがまさにそこではないかと思います。これだけすごいコース料理を見せられたら、ただ食わせてくれとは言えないと思うんですよね。そこのところをどうやって食べさせてもらえるのか、いやいや見せられるだけなのか、そこのところは、お聞かせいただければなと思います。

あと PPP とか PFI を盛り込んでいることはすごい大きな進歩だなと感じます。ネーミングライツ等で、民間の費用をどんどんつぎ込んでいながら、税金負担がなくなるような形をもっと構想上に入れていただけると、議会とかも説明しやすいのではないかと勝手に思います。こういうところをもっと前面に出して、この基本構想に入れていただければなと考える次第です。

また、ハードの話ばかりになっていますが、ソフト的な見方がどうなのかというところは、もう少しお聞かせいただきたい。スポーツ行政がこれまでと大きく変わってきている、スポーツのあり方自体が大きく変わってきている。そこに利用する側が今までと同じような考え方で施設を求めているのかどうか、この辺りは大きなポイントではないかなと思います。例えば、高木校長がおっしゃったように、学校のプール使えませんかということであれば、教育としてここに何を入れるのかとか、ここは入れないのが入れないでも構わないんですが、例えば部活のグラウンドとしての使用だとか、体育館の使用だとか、そのようなスポーツ行政のあり方と、このハードがどのようにリンクしていくのかというのは、もう少し聞かせていただければなと思います。

あと一番構想の中にもっと声を大きくして盛り込んで欲しいのが災害対策です。それはアンケートで体育館が欲しいか欲しくないかで尋ねると、みんな欲しいという回答です。しかし、災害の時にどう使うとか、どうあるべきかというのは、基本構想での謳い方としてはすごく少ないのではないかと思います。議会対策とは言いませんが、必要性を本当に前面に出すので

あれば、市民の声も必要だけど、災害時にどうするか。そういうハード面を出すべきではないだろうか。であれば税金使って建てることも運営していくことに関しても、承諾というか、承認は得られやすいんじゃないかなと思う次第です。

色々申し上げましたが、最後に、この体育館の絵を見させてもらおうと、どうも主観が入ってしまうのですが、フットサルコートが4面あるように見えるんですよ。非常にそういうことが、あれば嬉しいなという期待を持って締めさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○文化・スポーツ振興課長：貴重なご意見ありがとうございます。また PFI の話や事業費に関しては、目次にある第5章の整備手法及び管理運営方法の中で、PFI を含めた様々な手法に関して掲載する予定としています。事業計画につきましては、先ほどお示ししました面積ごとで概算の金額になりますが、提示させていただきたいと思います。また、災害の部分に関して本当に貴重なご意見ありがとうございます。こちらに関しても内部で検討して参ります。

○スポーツ企画担当係長：坂倉委員の災害対策の話ですが、内部で話をさせていただきまして、災害対策の話は、やはり体育館をつくるということになりますと非常に期待が高いということで、色々なご意見をいただいています。極端なことを言いますと、もっと体育館は大きくてもいいんじゃないかとか、もっと大きな倉庫があってもいいのではなど、災害対策のための施設をつくるということになると、非常に意見がたくさん出てきたところでした。今後防災の件につきましては、もともと地域防災計画というものが災害対策の方にありますし、最近基準が変わって避難者の居住スペースの取り方も変わってきたという話が出てきております。ただ、まずはスポーツ施設をメインに考えさせていただきたいという説明をいたしまして、災害対策の施設ばかりになりますと、体育館の大きさが倍になって使用料が倍になってしまうと市民が使えなくなってしまっては、我々としては少し困るというようなことがございましたので、そこはバランスをとりながら、スポーツ施設として必要な面積とそれが災害対策の時にこういうふうな形で役に立つんだということをきちんと整理できたらということで考えています。代表的な例というのが体育館の横に多目的グラウンドを併設することです。屋根がある施設と平面的な施設があるということが1つ災害の時にも機能的な動きができるというのは想定をしているところです。ただし、今日いただいたご意見がありますので、また事務局でもしっかり考えさせていただいて、また審議委員の皆様に見ていただきながら案を練っていけたらと考えております。

以上でございます。

○坂倉委員：今非常にヒントになるところをお聞かせいただいたのでは、というのが、こういう大規模な施設のところで防災対策、例えば今までの学校施設の防災対策。色々な住み分けがここで作れるのかなというのが1つポイントだと思います。防災対策だけではなくてスポーツとして見たときに、その施設の捉え方や使い方のところにも持っていけるのか、例えば子ども



の遊び場としてのスポーツの場所とか、普段の練習場所としてのスポーツの場所とか、例えばよく分かりませんがスポーツ行政の大きな大会であるための場所とか、そのようなところをうまく機能的に、目的ごとに使い分けることによって、例えば今までの資産と、これからの新しい資産とか、構想には載っていませんが県の資産とか近隣地域の資産ですね。その資産等もうまく使い分けができたりするのではないかなと思います。森田係長のおっしゃったことは、すごく大きいポイントだなと思いました。続けてぜひご検討いただければと思います。

○黒葛原委員：今色々な設計図とか予算の問題を提示していただいて、果たしてこれが適当なのかどうか私自身は判断ができませんが、1つ伺いたいのは、今提示されている筑紫野市のスポーツ施設の規模ですが、例えばこの基本方針の中でもありますように、色んな団体のスポーツであったり、公式戦をやりたい時に、今想定されている規模の部分で賄えるのかどうか。おそらくそれによって使用料とかが入ってくるということを維持費の中で考えていらっしゃると思うので、今考えている規模の中で充足できるような形で施設の規模が出来上がっているのかというところです。

それともう1つ気になるのが、先ほどから防災という話が出ていましたが、現在筑紫野市にある大きな施設は市役所、近隣の方が避難できる場所としてあります。ただ南の方には避難できる大きな施設というのがないです。私の勘違いかもしれませんが、福祉避難所というと特別な避難、一次避難所ではなくて、障がいをお持ちの方が福祉避難所として避難所を利用されるということだと思いますが、これだけ大きな施設が福祉避難所という形で固定されるとどうなのかなと、やはり南の方にこういう大きい避難する施設がない。もちろん市役所と連携しながら避難所運営という形になると思います。災害時に福祉避難所だけという形になると、おそらく許容というか避難されてる方を受け入れる時に果たしてどうなのかなというところに疑問がありますので、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

○文化・スポーツ振興課長：1点目がこの体育館において、各団体のスポーツ活動が過不足なくできるのかという話だと思っています。この点に関しては、7ページに、農業者トレーニングセンターでの大会時の狭隘というところで謳っています。バスケットボール2面の場合、バレーボール2面、公式戦の大会は、トーナメント制が多いので大体2面は必要になってくる。そういった課題が解消できるということです。現在の大会実施状況というところで5ページに記載していますが、農業者トレーニングセンターで開催している大会は、卓球、バドミントン、剣道に開催がほぼ限定されていますので、今回新たな体育館を建てることによって、体育館でできるスポーツに関してはほぼ可能ではないかと思いますが、というのが1点です。

○スポーツ企画担当係長：防災の話をさせていただきたいと思います。先ほど福祉避難所の話をいただきました。詳しくは危機管理課に聞いていただけたらと思いますが、避難所というのは、一次避難所、二次避難所と福祉避難所がございます。まず一次避難所はコミュニティセンター、二次避難所が小学校、まだ開設したことはありませんが農業者トレーニングセンターが

指定されています。現在筑紫野市の福祉避難所としてカミーリヤがあるということになっていますが、現在筑紫野市の防災部部局では、福祉避難所がカミーリヤだけでは足りないだろうというような考えを持っています。福祉避難所を増やそうという考え方がある中での一つに、今回我々が出しましたスポーツ施設整備基本構想がありましたので、事務局としては、施設を造る際には、やはりそこが1回考慮できるのではないかとということで、可能性の話としてこちらを挙げているところでございます。

よって、福祉避難所に必ずなるのか、もしくは二次避難所になるのか、もしかしたらまずは災害時の備蓄関係とかの形、役割は変わるかもしれませんが。ただこれだけの大きな施設になりますので、災害対策における拠点としては考えられるのではなかろうかということで、現在そのような位置付けでございます。福祉避難所は市として必要ということで意思表示をしていますが、総合体育館も候補として考えられないかというのが現状でございます。

以上でございます。

○黒葛原委員：今のままですと福祉避難所という感じで特定されている形になるので、今言われたように色んな1つの大きな施設の中で、一次避難所もあって一緒に福祉避難所があって、倉庫もあっていいと思うのですが、この位置付けを基本方針にされると後できつくなならないかなと思ったので、「等」という形でどうだろうかと考えています。

○スポーツ企画担当係長：わかりました。

○大橋委員長：他にいかがでしょうか。

○泉原委員：スポーツ施設というところの総合体育館を造るという意味合いでの方向性、それから必要性というところで、この基本方針というところがすごく大事になってくるのではないかなと考えています。15 ページにある基本方針の中に、それぞれ市民にとって親しみやすいとか、拠点づくりとあるのですが、今、大学生の体育授業でも、夏の外種目、バレーやソフトボール、サッカーやテニスとかそういった種目が、今までは6月の終わりまでは大体外でやって、7月に入ったら暑いので、できれば中でやりましょうかということでやっていたのですが、今年に関しては、もう5月の終わりぐらいから中でやらないと無理ですねとなっています。もちろん梅雨に入ってくるのですが、梅雨でも雨が降らないときに雨が降らないのだったら、サッカー場でサッカーの授業やりましょうという流れを今年もとったのですが、もう6月の2週目からとても外ではできる状況ではなくなってきました、本当に私たち教員側も外でやる事の大変さ、熱中症になるリスクがあまりに高すぎることに、あと雷が最近流行っていますけれども雷に対するリスクとかで夏に外でやるということが、もはやスポーツをすることができない環境になってきているというところの報告は、今回この筑紫野市に体育館を造りたいというところの意味合いはすごく大きいのではないかなと。そこにはもちろんですけど子どもの居場所という形で書いていますけど、もう少し大きくいくと、年代問わず、子どもから大人までシニアまで全ての世代がスポーツに親しむことができること、それも季節を問わずということで、

それでは冬にやったらいいのではないかと、冬だったら外で遊べるのではないかという考えは当然大学にもあるのですが、冬は冬で寒いからやりたくない、中でやりたいと。結局室内が必要なのではないかというようなところが、教育機関でも実際起こっている今旬のネタだと。必要性というところではすごく大事なところになってくるのかなと思います。

あと、先週から、子どもたちの体力ではなく運動神経の測定をしています。15年前にやった小学生の運動神経のデータと比較しているのですが、余りにも15年経った今の子どもたちの運動神経の減少というか下がり幅がすごすぎて、もうこのままいくと、本当に体力だけじゃない運動神経というところも悪くなり続ける一方で、スポーツ離れがはなはだひどくなっているというところに、決してゲームのせいにするわけじゃないですけども、テレビとかでも0歳児から3歳児ぐらいまでのところで、子育て世代で、ゲームをさせすぎて、またはYouTubeとか見させすぎるがために脳の機能が低下しているというところで、色んな問題がもうすでに起こりつつあるところなので、筑紫野市の基本方針に、もっとスポーツのまちというところを強調したり、筑紫野市らしさというところをアピールすることは、大事な機会になるのではないかなと思いますので、そういうところは様々な角度から盛り込むというのも1つの手かなと考えます。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。

○力久副委員長：確認ですが、今ある農業者トレーニングセンターの位置付けと、新しくスポーツ施設、総合体育館ができるとなると農業者トレーニングセンターの位置付けはどのようなふうになるのでしょうか。聞くところによると、農業者トレーニングセンターは、教育委員会というか、なにかと少し管轄が違ってくるようなことで聞いたような記憶がありますので、その兼ね合いと言いますか、農業者トレーニングセンターはまたトレーニングセンターとして残していくのであれば、改修の必要があったりするのかなということです。

それからもう1つは、立派な体育館ができるかなと思います。と同時にこれを実現するためには、やはり予算化だとか、お金が絡んでくると思います。どんなお金の絡ませ方をするかというのは今後のお話の中にあると思いますが、どうやって体育館建設を実現させようとしているのか、ここも併せてやはり検討していかないと。建てるのは分かりました、さあいつやりましょうかとなったときに、用地の確保だとかも必要でしょうが、どういう方法で実現できるのか、予算化であったり、お金の出し方、使い方、いろんな集め方があるのかなと思いますが、その辺りも考えていきたいなと思いますので、少しお聞かせください。

○文化・スポーツ振興課長：農業者トレーニングセンターについてですが、仮に計画が順調に進みまして新しく総合体育館ができるという話になってくると、農業者トレーニングセンターに関してはおそらく一旦取り壊すことが想定されます。1番の理由はやはりメインアリーナに空調設備がないというところなんです。現施設では空調がないというところで、取り壊しが基本路線になってくるのではなかろうかと思っています。ただ、この件に関しては決定したわけでは

ありません。

それからお金の話ですが、第2回審議会で示させていただきたいと思いますが、やはり市のお金だけで建設することに関しては、かなり負担が大きくなりますので、建設に関しては国の補助等を十分に活用する必要があると考えています。

以上です。

○川上委員：力久副委員長が言われたように、私も予算関係で非常に心配しているところですが、基本的に市の方向性として構想を優先してやれるのか、それとも用地面積を優先されるのかなと。どちらを優先されるのかなというのを聞いてみたいです。ある程度お金がかかってくると考えれば、面積が例えば 30,000 m<sup>2</sup>以下とか、構想では 52,900 m<sup>2</sup>ですかね、全体で。そちらを優先して、頑張って構想どおりにやっていこうという気持ちがあるのか、それとも、ある程度やはり予算もあるので、用地をある程度考えてくださいよというような審議の方に移っていくのか。その辺をお聞かせください。

○文化・スポーツ振興課長：その点に関しては、17 ページをご覧くださいなのですが、先ほど説明させていただきました、面積区分ごとにこのような施設ができます、というところがございます。そしてお金の件ですが、現在はまだ場所が決まってないということから、その試算というのがかなり難しいと考えております。とはいえ、ある程度概算的なものは今後お示ししていきたいと思いますが、場所については、もちろん 55,000 m<sup>2</sup>で造るとなったとしても市の予算が耐え切れなければもちろんそれは達成できないことであって、その分に関しては、落としていかないといけない。場所によってはそのようなことも想定されるのかなと、それは十分あると思います。よって、今回この構想で示させていただきまして、これを基に今後、用地の選定に入っていくという考え方でございます。

○大橋委員長：審議の中で坂倉委員、あと泉原委員もおっしゃっていた、例えば子どものスポーツの場所ですね、居場所みたいなものとか、あるいは子どもだけではなくて、皆さんが誰でもという、そういったニーズに応えられるような形を構想していくのが一番いいと思います。特にスポーツとなると、競技面がかなり前面に出てしまって、もちろん体育館の施設であれば、そういったスポーツができるかどうかというところを描くことから始まることが多いと思いますが、この構想の中で例えば多目的グラウンドとか、多目的グラウンド小とか遊具広場になっているところが、今までの日本での公園みたいな、投げ所になるような形で描いていくことができると、また新しいスポーツの施設の構想になっていくのかなとも思います。

よって、こういった大きなお金が動くところであれば、おそらく市民からすると、お金をどこから持ってくるのかというふうに考えられるわけなので、あらゆるニーズにというのは難しいかもしれませんが、少なくとも市民が納得いくようなものを造るためには、あまり固定化してスポーツのものを入れてしまうと、スポーツだけの施設なのかというふうにもなりかねないので、幅広く今後詰めていく中で検討していただけるといいのかなと思います。

よろしいですかね、少し意見を言わせていただきましたが。

それでは本日の審議会での議事は以上となりますけれども、全体通して何かご質問等ありますでしょうか。

ご質問がなければ次第の8、事務連絡に移りたいと思います。事務局からお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：この構想に関する意見ですが、今日言い足りなかったことや、後から聞きたいことが出て参りましたら7月11日の金曜日までに、レジュメの下に連絡先を記載していますので、ご意見をお願いしたいと思います。

それから第2回の審議会を7月29日の火曜日の14時から、第3回の審議会を8月20日の水曜日14時からで設定させていただきたいと考えています。皆様ご多用かと思いますが、ぜひ出席をお願いいたします。ありがとうございました。

○教育部長：私から一言ですが、本日の議論の進め方で事務局の方でまた改善の余地があると思いました。正直、皆様方何を議論して何を決めたんだという、わーっとした感じで終わられたのではないかと思います。ただ単にご意見を言われただけということであれば、少しもやっとしたものだけ残りますので、次回の進行に関しては、しっかりと事務局の方でまた精査をして、皆さんの意見はこういう意見出たからこの部分はこう変えましょうよ、とか、この構想の中にこの部分はこうして欲しいとか、具体的に皆様方の意見がしっかりと事務局の案に反映されるように改めていきたいと思いますので、場合によっては難しいかもしれませんが3回が4回になる可能性とかもありますけど、引き続き忌憚のない意見をしっかりといただいて、しっかりこの構想の中に皆様方のオリジナリティを反映させるというぐらいの勢いで、持ち帰って検討していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋委員長：以上をもちまして令和7年度第1回筑紫野市スポーツ推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。